

「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、宮城県白石市及び刈田郡七ヶ宿町において、最大で総出力47,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。また、同県においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、環境面、経済面、社会面を統合的に評価し、再生可能エネルギーの導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定した「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」が平成30年5月に公表されており、本事業との連携が期待される。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、騒音や風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

また、同区域及びその周辺には、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、これらの鳥類への重大な影響が懸念される。

加えて、同区域の大部分は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林が占める。本事業者によれば、森林管理署等関係行政機関との相談は進められているとのことだが、今後、十分な協議・調整が行われなければ、実現可能な事業計画に基づく適切な環境影響評価を行うことが困難となることが懸念される。

また、本事業者は、本配慮書において、3つの風力発電設備の配置計画案を示しているが、配慮書における複数の配置計画案の比較・検討結果を方法書以降の計画検討にどのように活用するかについて、明確な方針を示していない。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。また、事業実施想定区域の大部分は、保安林が占めていることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲を除外し、実現可能な事業計画を検討すること。加えて、配慮書における検討結果を踏まえつつ、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度をさらに整理し、方法書以降の対象事業実施区域の絞り込みや環境保全措置の検討を行い、反映させること。

対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業」によりゾーニングマップを策定した宮城県との情報共

有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

(2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された蔵王国定公園に隣接するとともに、蔵王高原県立自然公園内にある。同区域の近隣には同国定公

園の利用拠点である「長老湖」、「川原子ダム」や「やまびこ吊り橋」等の主要な眺望点が存在する。とりわけ「長老湖」にあっては、湖周辺の遊歩道から湖を眺望する際に、風力発電設備が介在する可能性があり、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の近隣には「東北自然歩道（新・奥の細道）～長老湖を巡るみち～」、「長老湖」、「やまびこ吊り橋」等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれら人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。